

(証券コード 3696)  
(発送日) 2023年3月13日  
(電子提供措置の開始日) 2023年3月6日

株主各位

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号  
株式会社セレス  
代表取締役社長 都木 聡

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト① <https://ceres-inc.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報（日本語/English）」「IRニュース一覧」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

当社ウェブサイト② <https://img4.moppy.jp/convocation/202303agm.pdf>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セレス」又は「コード」に当社証券コード「3696」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択いただき「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をご勘案のうえ、ご来場についてご検討ください。ご来場いただけない場合は、**書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使**をお願い申し上げます。書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使いただく場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年3月28日（火曜日）午後7時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

- ・本株主総会にご来場いただく株主の皆さまにおかれましては、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮ください。
  - ・当日は、感染予防措置として、受付前でのアルコール消毒や検温等についてご協力をお願いするほか、発熱のある方や体調のすぐれない方などは、ご入場をご遠慮いただく場合があります。
  - ・運営スタッフ等はマスクを着用して対応をさせていただきます。
  - ・今後の感染状況等により、万が一株主総会会場が利用できなくなった場合は、当社本社（世田谷ビジネススクエア タワー 24階 当社内会場）にて午前11時より本株主総会を開催させていただきます予定です。その際は、当社ウェブサイト（<https://ceres-inc.jp/>）にてお知らせいたしますので、ご来場いただく株主の皆さまにおかれましては、当日必ず当社ウェブサイトをご確認ください。
- 株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都世田谷区用賀四丁目10番2号  
世田谷ビジネススクエア ヒルズ1 5階 会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第18期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金配当の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当該書面の記載事項から除いております。
- したがって、当該書面に記載されている添付書類は、監査等委員会が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月29日(水曜日)  
午前10時開始



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年3月28日(火曜日)  
午後7時必着



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月28日(火曜日)  
午後7時まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXXXXXXXX月XX日

選挙区別のご所有株式数 XX株  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号、第2号、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3号、第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

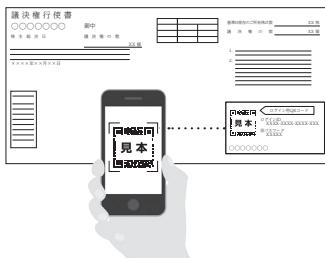
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

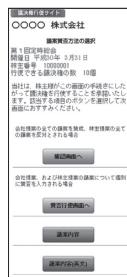
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

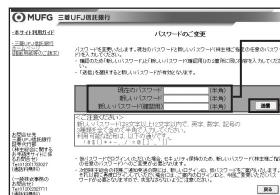
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(自 2022年 1月 1日)  
(至 2022年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループでは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年12月期に係る売上高、該当するセグメント別の売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、対前年同期比は記載しておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による活動制限が緩和され、経済活動が正常化に向かう一方、ウクライナ情勢の長期化や資源価格の高騰、急激な為替変動等により、引き続き先行き不透明な状況となっております。

このような環境の中、当連結会計年度においては、売上面ではモバイルサービス事業において、当社グループが運営するポイントサイトであるモッピーが会員数の増加や幅広い広告需要の取込み等により好調に推移しました。また、化粧品・健康食品等を取り扱っているD2Cは新商品投入やクロスセル促進により大幅増収となり、取引先企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)支援を行う連結子会社ゆめみもDX市場の活況により新規案件開拓が好調に推移いたしました。利益面では、DXにおける人材への先行投資の影響があったものの、モッピーやD2Cの牽引により、モバイルサービス事業は過去最高益を達成いたしました。一方、フィナンシャルサービス事業においては、営業投資有価証券の売却額減少により大幅な減収減益となり、持分法適用関連会社であるビットバンクも年初来の暗号資産価格下落とそれに伴う取引高の減少により、持分法による投資利益が前年同期比で大きく減少する結果となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は20,536百万円、営業利益は1,246百万円(前年同期比45.9%減)、経常利益は679百万円(同80.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は46百万円(同98.3%減)となりました。

また、当社グループの経営指標として重視しているEBITDAは1,147百万円(前年同期比75.5%減)となりました。なお、当社グループのEBITDAは税金等調整前当期純利益+支払利息+減価償却費+のれん償却費(持分法による投資損益に含まれるのれん償却に相当する額も加算)+減損損失で算出しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社グループの業績への影響は、現時点においては軽微であり、固定資産の減損会計等その前提にて会計上の見積りを行っております。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### ① モバイルサービス事業

モバイルサービス事業は、日本最大級のポイントサイトであるモッピーや自社アフィリエイトプログラムAD.TRACK等から構成される「ポイント」、化粧品・健康食品等の企画・製造・販売を行う「D2C」、及び連結子会社ゆめみが手掛ける企業のDX化支援サービス「DX」で構成されております。

「ポイント」においては、継続的なサイトやアプリの改良等を行うとともに、主にモッピーにおいて広告単価の高い金融関連広告の獲得、会員ランク制度導入によるEC利用額の増加、各種キャンペーン等の施策を実施してまいりました。その結果、モッピーの会員数が引き続き順調に増加し、当連結会計年度末のアクティブ会員数は436万人（前年同期比18.0%増）となり、アプリの累計ダウンロード数も291万件（同67.8%増）に達しております。

「D2C」においては、商品ラインナップ拡充や前期からの積極投資の成果により大幅増収及び黒字化となり、自社サイトだけでなくECモールへの出店や小売店舗での販売等の販売チャネル拡大にも取り組んでまいりました。

「DX」においては、前期から取り組んできた新規案件開拓が好調に推移し増収となった一方で、採用教育費等の先行投資や人員増加に伴う一時的な原価率上昇により減益となりました。

この結果、当連結会計年度におけるモバイルサービス事業の売上高は20,447百万円、セグメント利益は3,291百万円（前年同期比9.0%増）となり、過去最高益を更新となりました。

#### ② フィナンシャルサービス事業

フィナンシャルサービス事業は、ブロックチェーン関連、オンラインファクタリングサービス、投資リターンを得ることを目的とした投資育成事業を行っております。

ブロックチェーン関連事業においては、100%子会社であるマーキュリーが運営する暗号資産販売所「CoinTrade（コイントレード）」への積極投資を継続し、2022年7月28日付で新サービス「CoinTradeStake（コイントレードステーク）」を開始いたしました。また、オンラインファクタリングとしてフリーランス向けAIファクタリングサービス「labol（ラボル）」にも継続的な投資を実施しております。さらに投資育成事業では、将来の投資回収に向けて、社内の経営資源を活用し投資先支援を積極的に行っており、当連結会計年度において投資先2社が新規上場を果たしております。なお、市場動向等も踏まえた結果、当連結会計年度における営業投資有価証券の売却額は前年同期比大幅減となりました。

この結果、当連結会計年度におけるフィナンシャルサービス事業の売上高は287百万円（前年同期比80.7%減）、セグメント損失は940百万円（前年同期は226百万円のセグメント利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、426百万円であります。その主な内容は、建物附属設備及び工具器具備品の取得119百万円、ソフトウェアの開発並びに取得306百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,400百万円の調達を行いました。また、当社及び連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行と総額3,780百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は2,450百万円であります。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2022年5月12日付で株式会社Next Paradigm（現：株式会社サルス）の全株式を取得し、完全子会社としております。

## (5) 対処すべき課題

## ①中長期的な経営方針

当社グループは、2021年12月に策定した「中期経営計画2026(5カ年計画)」の達成に向けて、「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という経営理念のもと、ポイント経済圏とブロックチェーンからなる「トークンエコノミー(代用通貨経済圏)」を創造し、社会経済活動の活性化をはかるプラットフォームとなることを中長期的な経営方針としております。具体的には、モッピーを主軸としてアフィリエイトプログラムやD2Cと連携したポイント経済圏を確立すること、登録暗号資産交換業者であるマーキュリー及びビットバンクを中核としてWeb3.0時代におけるブロックチェーン領域でのNo.1企業となることを重点戦略として位置付けております。

この達成に向けた各セグメントにおける戦略は以下の通りです。

モバイルサービス事業では、モッピーにおいて国内最大級ポイントサイトの地位を盤石なものとするため、会員数と掲載広告数の増加に向けて各種施策に取り込んでまいります。また、モッピーポイントの利便性向上に向けて、モッピーアプリでの決済を可能とするフィンテック機能搭載を行います。成長が続くD2Cにおいては、サブスクリプションモデルだけでなく、様々な販売チャネルを用いたマーケティング戦略とブランド戦略により、更なる拡大を目指します。また、企業のDX化ニーズが引き続き旺盛なDXにおいては、将来を見据えた人材への先行投資と当社グループへの利益貢献を両立させる経営を目指してまいります。

フィナンシャルサービス事業では、ブロックチェーンにおいて自社のメディア力を活かし暗号資産販売所の収益基盤を早期に確立するとともに、投資育成事業の投資先ベンチャー企業と連携し、新たなブロックチェーンビジネスのイノベーションと事業発展を目指します。

当社の得意分野を強化するとともに、新分野・新領域で新たなビジネスを創出し変革を起こすことで、社会的、経済的な価値を生み出し、企業価値の向上と持続的な成長に取り組んでまいります。

## ②目標とする経営指標

「中期経営計画2026(5カ年計画)」では、計画最終年度である2026年度の数値目標を以下の通り設定しております。

連結経営目標	2021年度(2021年12月期)実績	2022年度(2022年12月期)実績	2026年度(2026年12月期)目標
売上高	17,846百万円	20,536百万円	40,000百万円
経常利益	3,499百万円	679百万円	10,000百万円

(注) 1. 2022年12月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しております。

2. 2021年度の売上高は当該会計基準等を適用したと仮定した数値を記載しているため、当該年度における売上高23,402百万円と異なっております。

### ③ESG、SDGsへの取り組み

当社は、これまで「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現を目指し、2009年から中国内モンゴルで植林活動を行うなど、環境対策への貢献を推進してまいりました。

2021年1月からは、さらに脱炭素社会の実現に向け、電力使用に伴う排出CO<sub>2</sub>を100%オフセット（カーボンニュートラル）することとし「日本気候リーダーズ・パートナーシップ」と「再エネ100宣言RE Action」にも加盟しています。また2021年11月にはSDGs寄付プラットフォーム「モッピー×SDGs」を開設し、モッピー会員によるSDGsの17個の目標ごと22団体への寄付を可能としております。2022年9月には、これまで取り組んできたSDGsの戦略を一層強化し、より横断的かつ機動的なサステナビリティ推進体制の構築を図ることを目的として、「サステナビリティ推進委員会」を設置いたしました。今後も持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるため、SDGsの推進に積極的に取り組んでまいります。

また、当社は、取締役会の監査・監督機能をさらに強化し、当社グループの持続的な企業価値向上に向けてコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実することを目的として、2021年3月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。本移行により、取締役の3分の1以上が独立社外取締役となっておりますが、今後もより実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制の構築を目指してまいります。

## (6) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	2019年12月期 第15期	2020年12月期 第16期	2021年12月期 第17期	2022年12月期 第18期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	16,510,742	20,213,496	23,402,936	20,536,320
経常利益 (千円)	792,158	1,816,143	3,499,906	679,976
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	74,916	744,595	2,775,366	46,606
1株当たり当期純利益 (円)	6.78	67.32	251.75	4.12
総資産 (千円)	12,902,195	16,227,007	20,234,762	22,597,077
純資産 (千円)	6,581,294	7,091,451	9,819,967	9,696,089
1株当たり純資産額 (円)	551.18	592.07	807.29	779.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 2022年12月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係  
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
株式会社ゆめみ	100百万円	49.8%	DX化支援
株式会社マーキュリー	100百万円	100.0%	ブロックチェーン関連

(8) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)  
モバイルサービス事業、フィナンシャルサービス事業

(9) 主要な営業所の状況 (2022年12月31日現在)  
本社：東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

(10) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
498名	67名増

- (注) 1. 使用人数には、アルバイト等は含んでおりません。  
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,295百万円
株式会社みずほ銀行	816百万円
株式会社三井住友銀行	816百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,955,800株（自己株式 566,996株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 7,313名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー	1,180,000株	10.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,141,500株	10.02%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	935,000株	8.20%
都木 聡	680,500株	5.97%
高橋 秀明	520,000株	4.56%
株式会社サイバーエージェント	500,000株	4.39%
赤浦 徹	330,000株	2.89%
インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合	246,400株	2.16%
小林 保裕	230,100株	2.02%
野崎 哲也	216,500株	1.90%

- (注) 1. 当社は自己株式566,996株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年3月28日開催の第14期定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値の持続的な向上及び株主価値の共有を目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

これを受け、2022年4月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株の発行を行うことを決議し、2022年5月20日付で38,800株を発行しております。なお、当事業年度において、当社役員に割り当てた譲渡制限付株式数及び交付対象者数は以下の通りです。

		株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	13,300株	5名
	社外取締役	—	—
取締役（監査等委員）		—	—

3. 新株予約権等に関する事項（2022年12月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	都木 聡	有限会社ジュノー・アンド・カンパニー 取締役 株式会社ゆめみ 取締役 ビットバンク株式会社 社外取締役 株式会社マーキュリー 代表取締役社長
取締役副社長	野崎 哲也	インターネット事業本部長 株式会社バックス 代表取締役社長
常務取締役	小林 保裕	管理本部長 株式会社ハンモック 社外取締役
取締役	志賀 勇佑	インターネット事業本部アドマーケティング事業部長 株式会社ディアナ 代表取締役社長 株式会社サルース 代表取締役社長
取締役	吉田 教充	インターネット事業本部パーティカルメディア事業部長 株式会社ラボル 代表取締役社長
取締役	多田 斎	株式会社ライトオン 社外取締役 株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外取締役 株式会社400F 社外監査役 株式会社マーキュリー 監査役
取締役（監査等委員）	小粥 純子	日本調理機株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社日新 社外取締役（監査等委員） 大和ハウスリート投資法人 監督役員 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役 株式会社商工組合中央金庫 社外監査役
取締役（監査等委員）	高橋 由人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問 BEENOS株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社東京通信 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー 株式会社Aiming 社外監査役 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役（監査等委員） デジタルアーツ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役 株式会社jig.jp 社外監査役

- (注) 1. 取締役多田斎氏、取締役（監査等委員）小粥純子氏、高橋由人氏及び上杉昌隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）小粥純子氏は公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する専門知識を有しております。
3. 取締役（監査等委員）上杉昌隆氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役多田斎氏、取締役（監査等委員）高橋由人氏、上杉昌隆氏及び小粥純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の補助者を設置し、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門及び業務執行部門から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 事業年度中に退任した取締役

2022年3月23日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、取締役（常勤監査等委員）栗山千勢氏は辞任により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役多田斎氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての取締役がその被保険者に含まれております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が填補対象とされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責金額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については填補対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

## (5) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、当社の企業価値の持続的な向上及び株主価値の共有を目的とした中長期インセンティブである譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、及び短期インセンティブである賞与で構成しております。なお、社外役員については、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

当事業年度における各取締役の報酬等については、基本報酬及び賞与は、個々の取締役の相互評価、委員の過半数を独立取締役とする指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定、取締役会における各報酬の総額の決定等を経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において、個人別の額を決定しております。また、譲渡制限付株式報酬については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定しております。

なお、当社は2021年2月19日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行を前提とした、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む「取締役報酬ポリシー」を定めており、その概要は次のとおりです。また、社外役員については、引き続きその役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

#### <取締役報酬ポリシー>

##### 1. 取締役報酬の基本方針

- ・取締役各人の経歴・職歴・職務・職責等に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上、決定する。
- ・株主の皆さまの期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループ全体の価値の向上に資するものとする。
- ・当社の企業理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために、競争力のある報酬水準を目指す。
- ・取締役の報酬体系のみならず、各取締役の個人別の報酬に関しても、社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議及び監督を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

##### 2. 取締役報酬の基本構成

コーポレートガバナンスの維持・向上の観点及び基本方針の実践の観点から、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、(1)固定報酬である基本報酬、(2)短期インセンティブ報酬としての賞与、(3)中長期インセンティブ報酬としての株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）の3類型により構成し、その割合等は、取締役の役位に応じるものとする。社外取締役の報酬は、期待されるその役割に鑑み、固定報酬である基本報酬のみとする。

##### 3. 各報酬類型の額の決定方針等

###### (1) 基本報酬（固定報酬）

役位、常勤・非常勤の別、経歴、過去の給与・報酬水準、担当分野・職務の内容、同業界の報酬水準等を総合的に考慮して、決定することとする。

## (2) 賞与

短期インセンティブ報酬としての性質及び株主の利益との共通化という観点から、取締役会で決議し業績予想として毎年2月頃に公表する連結当期純利益（連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益を意味し、以下「連結当期純利益」という。）の額の達成状況に応じて、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の職位、対象となる事業年度に係る当該取締役の基本報酬額、当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率等を考慮して決定する。

## (3) 株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給する。

その株式報酬の合計は、年20,000株以内及び年額200,000千円以内に収まることを前提として、対象となる事業年度に係る当社グループにおける連結当期純利益の額を考慮して決定するものとし、また、個人別の株式報酬の付与数及びその付与のために支給する金銭債権の額は、対象となる事業年度に係る対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の基本報酬額のほか、各対象取締役の当該事業年度における貢献度、担当事業部門の業績・成長率、当社普通株式の株価の動向等を考慮して決定する。

## 4. 取締役報酬の決定プロセス等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬のうち、基本報酬及び賞与については、個々の取締役の相互評価、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定、取締役会における各報酬の総額の決定等を経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長において、個人別の額を決定する。また、株式報酬（事前交付型譲渡制限付株式）については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取締役会において、個人別の額及び付与数を決定する。

## ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において年額500,000千円（うち社外取締役分30,000千円）以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名です。また、同株主総会において別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額200,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

## ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の報酬のうち、基本報酬及び賞与についての決定を代表取締役社長都木聡に委任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、迅速な意思決定を

行うためには、代表取締役社長である都木聡に委任することが最も適していると判断したためであり  
 ます。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長都木聡は指名・報酬諮問委員会の答申を踏  
 まえて個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

④取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

各取締役の報酬のうち、基本報酬及び賞与については、指名・報酬諮問委員会における「取締役報酬  
 ポリシー」との整合を含めた多角的な検討により策定された原案をもとに代表取締役社長都木聡が決定  
 しておりますが、その決定について指名・報酬諮問委員会でも当該答申との整合性を確認していること  
 から、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬については、指名・報酬諮問委員会における原案の審議・策定を経て、取  
 締役会において、個人別の額及び付与数を決定しております。

⑤取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	うち、非金 銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	196,619 (5,700)	149,850 (5,700)	30,000 (-)	16,769 (-)	16,769 (-)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	211,019 (20,100)	164,250 (20,100)	30,000 (-)	16,769 (-)	16,769 (-)	10 (5)

(注) 1. 上記報酬等の額には、2022年3月23日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任し  
 た社外取締役 (監査等委員) 1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

2. 賞与は、役員賞与引当金繰入額を記載しております。

3. 非金銭報酬として取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) に対して、譲渡制限付株式を  
 交付しております。当該株式報酬の内容および交付状況は、事業報告「2. 株式に関する事  
 項 (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載  
 のとおりです。なお、上記の譲渡制限付株式報酬は、当事業年度における費用計上額を記載  
 しております。

4. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は2,400千円であ  
 ります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役多田斎氏は、株式会社ライトオンの社外取締役、株式会社ツナググループ・ホールディングスの社外取締役、株式会社マーキュリーの監査役であります。株式会社ライトオン並びに株式会社ツナググループ・ホールディングスと当社との間に特別の関係はありません。株式会社マーキュリーは当社の子会社であります。

取締役（監査等委員）小粥純子氏は、日本調理機株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社日新の社外取締役（監査等委員）、大和ハウスリート投資法人の監督役員、株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外監査役、株式会社商工組合中央金庫の社外監査役であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）高橋由人氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問、BEENOS株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社東京通信の社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、株式会社Aimingの社外監査役、株式会社フルキャストホールディングスの社外取締役（監査等委員）、デジタルアーツ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社コマースOneホールディングスの社外監査役、株式会社jig.jpの社外監査役であります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

### ②社外役員の主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	多田 斎	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。証券実務における豊富な経験と高い見識を生かし、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回の全てに出席しております。
取締役（監査等委員）	小粥 純子	2022年3月の取締役就任後に開催された取締役会9回中8回に出席し、また、監査等委員会9回中8回に出席しました。公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識を有しており、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	高橋 由人	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。金融業界を中心としたこれまでの幅広い見識を生かし、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、2022年3月の委員就任後に開催された指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席しております。
取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。弁護士として専門的見地並びに豊富な経験と知識を有しており、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	112百万円

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役及び会計監査人からの説明及び資料に基づき、会計監査人の監査結果の内容及び職務執行状況、監査報酬の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社の連結子会社の一部は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令厳守に関する保証業務、予備調査を委託し、その対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

連結貸借対照表  
(2022年12月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,413,443</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,558,099</b>
現金及び預金	6,547,200	買掛金	832,483
受取手形	686	短期借入金	2,450,000
売掛金	3,544,607	1年内返済予定の長期借入金	1,263,269
営業投資有価証券	2,744,225	リース債務	372
商品及び製品	208,119	未払金	971,645
仕掛品	125,284	未払法人税等	372,397
原材料及び貯蔵品	127,374	契約負債	65,602
その他	1,132,049	ポイント引当金	3,182,962
貸倒引当金	△ 16,103	役員賞与引当金	30,000
<b>固定資産</b>	<b>8,183,633</b>	その他	1,389,365
<b>有形固定資産</b>	<b>263,818</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,342,888</b>
建物附属設備	127,431	社債	55,000
工具、器具及び備品	136,386	長期借入金	2,117,828
<b>無形固定資産</b>	<b>2,129,566</b>	資産除去債務	82,705
のれん	1,743,240	その他	87,354
その他	386,326	<b>負債合計</b>	<b>12,900,987</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,790,249</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,095,604	<b>株主資本</b>	<b>8,761,244</b>
関係会社株式	3,116,212	資本金	2,025,683
繰延税金資産	1,111,044	資本剰余金	2,547,138
その他	470,900	利益剰余金	4,496,200
貸倒引当金	△ 3,512	自己株式	△ 307,778
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>120,204</b>
		その他有価証券評価差額金	120,204
		<b>新株予約権</b>	<b>1,266</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>813,375</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>9,696,089</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,597,077</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,597,077</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		20,536,320
売上原価		12,472,880
売上総利益		8,063,440
販売費及び一般管理費		6,816,648
営業利益		1,246,792
営業外収益		
受取利息	783	
補助金収入	4,207	
受取割戻金	7,908	
その他	981	13,880
営業外費用		
支払利息	20,885	
持分法による投資損失	489,728	
租税公課	3,325	
その他	66,757	580,695
経常利益		679,976
特別利益		
事業譲渡益	42,098	
その他	1,151	43,249
特別損失		
持分変動損失	1,807	1,807
税金等調整前当期純利益		721,419
法人税、住民税及び事業税	910,969	
法人税等調整額	△304,723	606,245
当期純利益		115,173
非支配株主に帰属する当期純利益		68,566
親会社株主に帰属する当期純利益		46,606

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>11,275,217</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,445,546</b>
現金及び預金	4,453,399	買掛金	771,338
売掛金	2,919,579	短期借入金	2,450,000
営業投資有価証券	2,744,225	1年内返済予定の長期借入金	1,216,109
貯蔵品	112,303	未払金	741,184
前渡金	266,885	未払費用	159,395
前払費用	75,783	未払法人税等	334,065
その他	703,041	契約負債	44,517
<b>固定資産</b>	<b>7,694,932</b>	預り金	50,138
<b>有形固定資産</b>	<b>141,164</b>	ポイント引当金	3,182,962
建物附属設備	97,052	役員賞与引当金	30,000
工具、器具及び備品	44,111	その他	465,835
<b>無形固定資産</b>	<b>232,082</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,236,949</b>
のれん	148,640	長期借入金	2,070,998
ソフトウェア	81,994	資産除去債務	82,705
その他	1,446	その他	83,246
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,321,686</b>	<b>負債合計</b>	<b>11,682,495</b>
投資有価証券	1,095,604	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	4,512,143	<b>株主資本</b>	<b>7,169,812</b>
長期前払費用	29,902	資本金	<b>2,025,683</b>
繰延税金資産	987,307	<b>資本剰余金</b>	<b>2,560,074</b>
その他	875,652	資本準備金	1,965,683
貸倒引当金	△ 178,924	その他資本剰余金	594,390
		<b>利益剰余金</b>	<b>2,891,833</b>
		利益準備金	8,270
		その他利益剰余金	2,883,562
		繰越利益剰余金	2,883,562
		<b>自己株式</b>	△ <b>307,778</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>116,575</b>
		その他有価証券評価差額金	116,575
		<b>新株予約権</b>	<b>1,266</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>7,287,654</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,970,150</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,970,150</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		13,900,561
売上原価		9,058,356
<b>売上総利益</b>		<b>4,842,205</b>
販売費及び一般管理費		2,851,173
<b>営業利益</b>		<b>1,991,031</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	3,060	
関係会社貸倒引当金戻入益	100,365	
その他	6,974	110,400
<b>営業外費用</b>		
支払利息	18,361	
暗号資産評価損	32,656	
投資事業組合運用損	26,350	
その他	4,417	81,785
<b>経常利益</b>		<b>2,019,646</b>
<b>特別利益</b>		
事業譲渡益	42,098	
その他	1,151	43,249
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	826,133	826,133
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,236,761</b>
法人税、住民税及び事業税	801,150	
法人税等調整額	△197,597	603,552
<b>当期純利益</b>		<b>633,209</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三澤幸之助  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高山朋也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セレスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三澤幸之助  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高山朋也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

株式会社セレス 監査等委員会

監査等委員 小 粥 純 子 ㊞

監査等委員 高 橋 由 人 ㊞

監査等委員 上 杉 昌 隆 ㊞

(注) 監査等委員小粥純子、高橋由人及び上杉昌隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金配当の件

当社は、企業価値の継続的な拡大と、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。企業価値の継続的な拡大に資する積極的な事業投資を可能とするため、健全な財務体質の維持と将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、利益配当による株主還元を検討していく方針であります。当該方針に基づき、次のとおり剰余金の配当を実施するものであります。

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

配当総額 金227,776,080円

③配当原資

利益剰余金

④基準日

2022年12月31日

⑤剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業拡大にともない人員の増加と共有スペースの需要増が見込まれることから、オフィス機能の集約及びビジネス環境の改善により、業務効率と生産性の向上に資すると判断したため、本店を東京都渋谷区に移転することとし、それに伴い、当社定款第3条（本店の所在地）を東京都世田谷区から東京都渋谷区に変更するものであります。また、今後の事業展開の多角化に備えるために、事業目的を追加する変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～15. （省 略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p><u>16.</u> （省 略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～15. （現行どおり）</p> <p><u>16.収納代行</u></p> <p><u>17.医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品等の製造及び販売</u></p> <p><u>18.</u> （現行どおり）</p>
<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>世田谷区</u>に置く。</p>	<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p>
<p>（附則）</p> <p>（新 設）</p>	<p><u>（附則）</u></p> <p><u>（効力発生）</u></p> <p><u>第1条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2024年3月1日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条の規定は、本店移転の効力発生日後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て決定しております。また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、多田齋氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	<small>たかぎ</small> 都木 <small>さとし</small> 聡	代表取締役社長	再任
2	<small>のざき</small> 野崎 <small>てつや</small> 哲也	取締役副社長 インターネット事業本部長 アドマーケティング事業本部長	再任
3	<small>こばやし</small> 小林 <small>やすひろ</small> 保裕	常務取締役 管理本部長	再任
4	<small>しが</small> 志賀 <small>ゆうすけ</small> 勇佑	取締役 インターネット事業本部 D2C事業部長	再任
5	<small>よしだ</small> 吉田 <small>のりみつ</small> 教充	取締役 インターネット事業本部 パーティカルメディア事業部長	再任
6	<small>ただ</small> 多田 <small>ひとし</small> 齋	社外取締役	再任 社外 独立

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
1	たかぎ さとし 都 木 聡 (1971年11月9日) <b>再任</b>	1994年4月 2000年2月 2003年1月  2005年1月 2016年6月 2017年7月 2017年9月 2018年8月  2020年7月	野村證券株式会社入社 株式会社サイバーエージェント入社 有限会社ジュノー・アンド・カンパニー設立 取締役(現任) 当社設立 代表取締役社長(現任) 株式会社ゆめみ 取締役(現任) ビットバンク株式会社 社外取締役(現任) 株式会社マーキュリー設立 代表取締役社長 同社取締役 株式会社ディアナ設立 取締役 株式会社マーキュリー 代表取締役社長 (現任)	680,500株
2	のざき てつ や 野 崎 哲 也 (1977年3月14日) <b>再任</b>	2005年12月 2007年4月 2008年4月 2009年3月 2012年3月 2018年1月  2018年8月 2018年10月  2023年1月	株式会社インタースペース入社 当社入社 当社執行役員 当社取締役 当社取締役副社長 兼 メディア本部長 当社取締役副社長 兼 インターネット事業本 部長(現任) 株式会社ディアナ設立 取締役 株式会社バックス設立 代表取締役社長 (現任) 当社インターネット事業本部アドマーケティング 事業部長(現任)	216,500株

招集  
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
3	こ ばやし やす ひろ 小林 保 裕 (1971年1月18日) <b>再任</b>	1994年4月 2004年7月 2006年10月 2017年4月 2018年2月 2018年8月 2022年8月	第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 当社入社 取締役 兼 管理本部長 当社常務取締役 兼 管理本部長（現任） 株式会社Orb 社外取締役 株式会社ディアナ設立 監査役 株式会社ハンモック 社外取締役（現任）	230,100株
4	し が ゆう すけ 志 賀 勇 佑 (1987年4月27日) <b>再任</b>	2010年12月 2017年1月 2018年1月 2018年8月 2019年3月 2019年7月 2022年5月 2023年1月	当社入社 当社執行役員 当社インターネット事業本部コンテンツメディア事業部長 株式会社ディアナ設立 代表取締役社長 当社取締役（現任） 当社インターネット事業本部アドマーケティング事業部長 株式会社サールス 代表取締役社長（現任） 当社インターネット事業本部D2C事業部長（現任）	21,557株
5	よし だ のり みつ 吉 田 教 充 (1980年4月7日) <b>再任</b>	2003年4月 2006年10月 2009年10月 2017年3月 2018年1月 2019年3月 2021年12月	株式会社CSKネットワークシステムズ（現SCSK株式会社）入社 株式会社ディー・エヌ・エー入社 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社CAM）入社 当社入社 執行役員 当社インターネット事業本部パーティカルメディア事業部長（現任） 当社取締役（現任） 株式会社ラボル設立 代表取締役社長（現任）	7,224株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	<p style="text-align: center;">た だ ひとし 多 田 斎 (1955年6月29日)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1978年4月 野村證券株式会社入社  1999年6月 同社取締役  2003年4月 同社常務取締役  2003年6月 同社常務執行役  2006年4月 同社専務執行役  2008年10月 同社執行役兼専務(執行役員)  2009年4月 同社執行役副社長  2010年6月 同社執行役副社長 兼 営業部門CEO  2011年4月 同社COO 兼 執行役副社長  2012年4月 同社取締役 兼 執行役会長  2012年8月 同社常任顧問  2013年4月 株式会社野村総合研究所 顧問  2013年6月 株式会社だいこう証券ビジネス 代表取締役社長  2013年12月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 代表取締役社長  2015年4月 株式会社DSB情報システム 代表取締役会長  2015年12月 株式会社DSBソーシング 代表取締役会長  2016年4月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 代表取締役会長  2017年4月 当社社外取締役(現任) 株式会社だいこう証券ビジネス 取締役相談役  2017年6月 同社相談役  2017年11月 株式会社ライトオン 社外取締役(現任)  2018年8月 株式会社マーキュリー 監査役(現任)  2018年12月 株式会社ツナグ・ソリューションズ 社外取締役  2019年4月 株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外取締役(現任)  2021年4月 株式会社400F 社外監査役(現任)</p>	5,100株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 多田斎氏は、長く証券業界において役員・代表者を歴任されており、証券実務における豊富な経験と高い見識を当社の経営において活かしていただけると判断したため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことができるものと期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
- 多田斎氏は、現在、当社の社外取締役であり、在任期間は本株主総会終結の時をもって5年11ヶ月になります。
- (3) 独立役員について
- 当社は、多田斎氏を、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 責任限定契約について
- 当社は、多田斎氏と損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏と当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記取締役候補者の再任が承認された場合、各候補者は、被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て決定しており、かつ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、高橋由人氏と上杉昌隆氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当			
1	たかはし 高橋 由人	取締役 (監査等委員・社外)	再任	社外	独立
2	うえすぎ 上杉 昌隆	取締役 (監査等委員・社外)	再任	社外	独立
3	ちとせ 千歳 香奈	管理本部マネージャー	新任		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
1	<p style="text-align: center;">たか はし よし んど 高 橋 由 人 (1940年3月9日)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1962年4月</p> <p>1985年12月</p> <p>1994年6月</p> <p>1996年6月</p> <p>2000年7月</p> <p>2000年10月</p> <p>2007年8月</p> <p>2018年10月</p> <p>2015年12月</p> <p>2021年3月</p> <p>2022年3月</p>	<p>野村証券株式会社入社</p> <p>株式会社野村総合研究所 取締役</p> <p>同社取締役副社長</p> <p>同社顧問</p> <p>財団法人野村マネジメントスクール 学長</p> <p>株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問 (現任)</p> <p>株式会社ネットプライス(現BEENOS株式会社) 社外監査役</p> <p>当社社外監査役</p> <p>株式会社東京通信 社外監査役</p> <p>BEENOS株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>株式会社東京通信 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p>	2,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
2	うえ すぎ まさ たか 上 杉 昌 隆 (1965年7月31日) <b>再任</b>	1995年4月	弁護士登録(東京弁護士会) 江守・川森法律事務所入所	3,000株
		1994年4月	上杉法律事務所開設	
		2000年9月	アムレック法律会計事務所 (現霞が関法律会計事務所) 共同経営者	
		2003年6月	デジタルアーツ株式会社 社外監査役	
		2007年6月	株式会社jig.jp 社外監査役(現任)	
		2013年6月	株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役(現任)	
		2013年11月	当社社外監査役	
		2014年11月	株式会社Aiming 社外監査役(現任)	
		2015年3月	桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現任)	
		2016年3月	株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任)	
		2016年6月	デジタルアーツ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)	
		2021年3月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)	
3	ち とせ か な 千 歳 香 奈 (1977年5月30日) <b>新任</b>	2006年2月	アストマックス株式会社入社	23,600株
		2010年2月	コムチュア株式会社入社	
		2015年7月	当社入社	
		2016年1月	当社管理本部マネージャー(現任)	

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

- ・高橋由人氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役ですが、金融業界を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該経験及び見識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
- ・上杉昌隆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役ですが、弁護士として専門の見地並びに豊富な経験と知識を有しており、法的観点から公正かつ客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
- ・千歳香奈氏は、当社の財務、会計及び内部監査に関する豊富な知識を有しており、当該見識と経験をもとに客観的に経営を監督し、当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 監査等委員である社外取締役に就任してからの年数について

- ・高橋由人氏、上杉昌隆氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は本株主総会終結の時をもって高橋由人氏は2年、上杉昌隆氏は2年になり、社外監査役も含めた通算の在任期間は高橋由人氏は15年7ヶ月、上杉昌隆氏は9年4ヶ月になります。

(3) 独立役員について

- ・当社は、高橋由人氏、上杉昌隆氏を、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3. 責任限定契約について

当社は、高橋由人氏、上杉昌隆氏とそれぞれ損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、各氏と当該契約を継続する予定であります。

千歳香奈氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、損害賠償責任の限度額を500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記取締役候補者の選任が承認された場合、各候補者は、被保険者に含まれることになります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

【ご参考】本株主総会終結後の取締役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

	独立性 (社外)	企業経営	営業・マー ケティング	IT・DX	財務・会計	法務・リス ク管理	SDGs・ ESG
都木 聡		●	●	●	●		●
野崎 哲也		●	●	●			●
小林 保裕		●			●	●	●
志賀 勇佑		●	●	●			●
吉田 教充		●	●	●			●
多田 斎	●	●	●		●	●	●
千歳 香奈					●	●	●
高橋 由人	●	●		●	●	●	●
上杉 昌隆	●	●				●	●

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年3月23日開催の第17期定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任された鈴木亮太氏の選任の効力は、本株主総会の開始の時までとされておりす。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の上程に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て決定しており、かつ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">すず き りょう た 鈴木 亮 太 (1965年7月14日)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p>	1989年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行	—
	1999年11月	興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 出向	
	2002年11月	日本産業パートナーズ株式会社 出向	
	2002年12月	みずほ証券株式会社 帰任	
	2004年9月	ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社（現ポラリス・キャピタル・グループ株式会社） 出向	
	2008年6月	みずほ証券・新光プリンシパルインベストメント株式会社（現みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社） 入社	
	2011年7月	同社常務執行役員	
	2015年4月	同社取締役社長	
	2021年4月	同社取締役	
2021年7月	東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻 田中謙司研究室 学術専門職員（現任）		
2021年9月	株式会社アルバクロス 代表取締役（現任）		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者鈴木亮太氏は、合同会社オフィス・アールの代表社員であり、当社は同社に対し顧問業務を委託しております。
2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 鈴木亮太氏は、金融業界を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該経験及び見識をもとに客観的に経営を監督し、独立した立場から当社のガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したためであります。
- (2) 独立役員について
- 鈴木亮太氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 責任限定契約について
- 当社は、鈴木亮太氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏と損害賠償責任の限度額は500万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、当社の役員を被保険者として、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する役員等賠償責任保険契約を締結しており、鈴木亮太氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主総会会場ご案内図

〒158-0097 東京都世田谷区用賀四丁目10番2号

世田谷ビジネススクエア ヒルズ1 5階 会議室

TEL. 03 (5797) 3311 (代表)



## 道順

- 1 用賀駅の改札を出て右方向にお進みください。(改札口は1箇所のみ)
- 2 そのまま直進し自動ドアを通過して最初の角を左方向にお進みください。
- 3 スターバックスコーヒーの先にエスカレーターが見えますので地上1階へお上がりください。(左手にエレベーター有)
- 4 正面左手の出口から外に出ます。まっすぐ進み、左側が開けたところでヒルズ1の入口が見えますのでエレベーターで5階へお上がりください。

※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関にてご来場くださいますようお願い申し上げます。